

全国知事会 情報化推進PT 総務省資料

総務省 自治行政局 住民制度課

地方公共団体情報システム機構の運営に要する費用の考え方<未定稿>

I 現行の運営費用とその財源

1. 地方自治情報センター

- 運営費用 約109億円（平成25年度予算ベース）
（内訳）住基ネット全国センターの運営：約37億円、住基ネット関連事業：約20億円
L G W A N（総合行政ネットワーク）の運営：約19億円、情報化推進支援事業：約33億円
- 財源
（内訳）情報提供手数料 約22億円、残余は地方公共団体等負担（普通交付税措置等）

2. 自治体衛星通信機構（公的個人認証サービス部分）

- 運営費用 約19億円（平成25年度予算ベース）※署名用電子証明書の認証局の運営
- 財源
（内訳）情報提供手数料 約0.4億円、残余は地方公共団体等負担（普通交付税措置等）

II 機構が担う業務とそれに要する費用

- 機構は、①住基ネットに関する業務やLGWAN（総合行政ネットワーク）の運営等、現在の地方自治情報センターの実施業務を承継するとともに、新たに、②個人番号の生成等番号法に規定される業務、③自治体衛星通信機構から承継される公的個人認証に関する業務を担う。
- 今後、機構の設立に向けた準備の中で、上記の範囲でどのような事業を実施するかを決めていただくことが必要。
- 機構の運営費用は、現行と同様、地方公共団体が負担することが基本であるが、住基法に基づく本人確認情報等については、国の機関等から情報提供手数料を徴収。機構の新たな業務により、必要経費の増加が見込まれる一方、番号制度の導入に伴い、情報提供手数料の収入増加も見込まれる。
- なお、法律による新たな業務を実施するために必要な初期費用については、個人番号付番等システム（※1）構築費用（総額約100億円程度（※2））として、全額国費措置の予定。
 - ※1 付番システム・公的個人認証システム・カード発行管理システム等を含むシステム。
 - ※2 平成24・25年度に約56億円の予算を確保。平成25～27年度の国庫債務負担行為を設定済。

地方公共団体情報システム機構の運営に要する費用の考え方(別紙)

(参考) 費用負担に関する規定

○ 地方公共団体情報システム機構法 (抄)

(費用の負担)

第三十二条 機構の運営に要する費用は、定款で定めるところにより、地方公共団体が負担する。

○ 番号整備法による改正後の住民基本台帳法 (抄)

(本人確認情報の提供に関する手数料)

第三十条の二十三 機構は、第三十条の九に規定する求めを行う別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から、総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

○ 番号整備法による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 (抄)

(手数料)

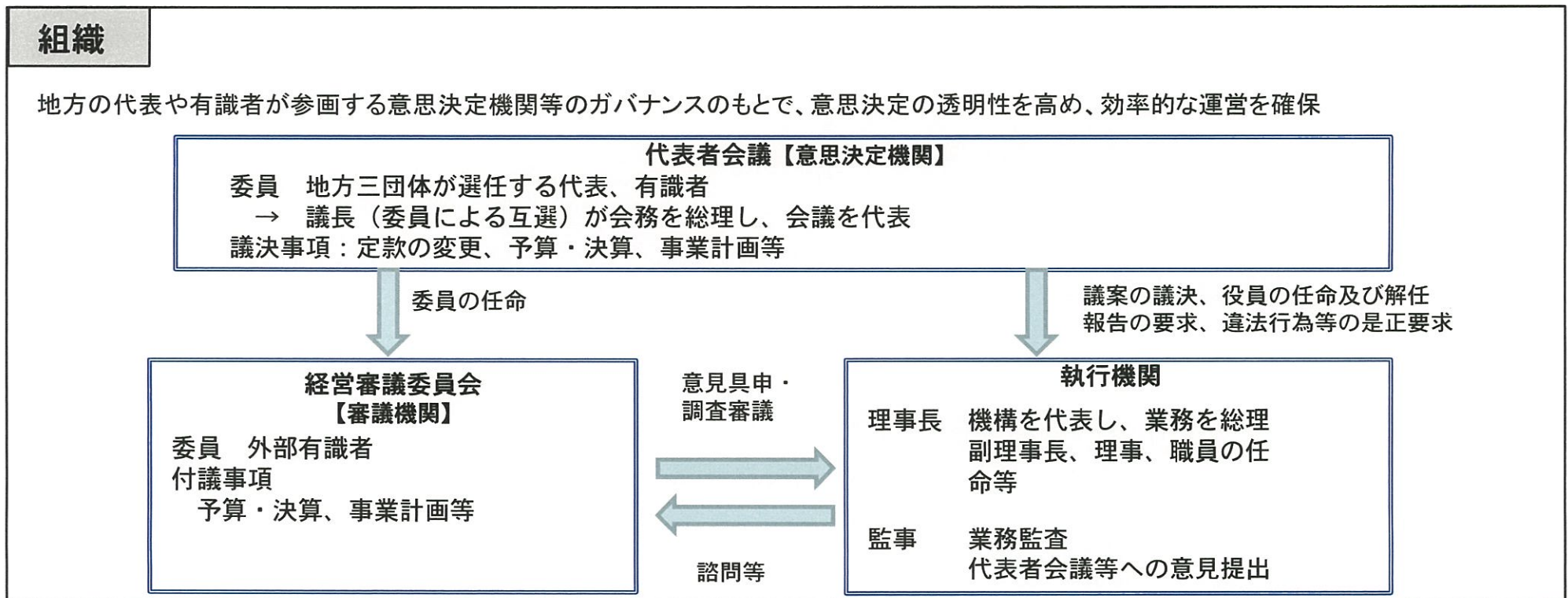
第六十七条 機構は、次に掲げる事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

- 一 第三条第六項の規定による署名用電子証明書の発行に係る事務
 - 二 第十八条第一項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供に係る事務
 - 三 第十八条第二項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供に係る事務
 - 四 第十八条第三項の規定による対応証明書の発行の番号の提供に係る事務
 - 五 第二十二条第六項の規定による利用者証明用電子証明書の発行に係る事務
 - 六 第三十七条第一項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供に係る事務
 - 七 第三十七条第二項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供に係る事務
- 2 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

3 (略)

地方公共団体情報システム機構法について

- 地方公共団体が共同して住民基本台帳法等の規定による事務を処理するため、地方公共団体情報システム機構を設置する(これに伴い指定情報処理機関、指定認証機関は廃止)。
- 地方3団体(全国知事会、全国市長会、全国町村会)が選任する設立委員が、総務大臣の認可を得て設立する。
- 機構は、住民基本台帳法、公的個人認証法及び番号法に基づく事務を処理するほか、地方公共団体からの委託を受けた事務等を行う。
- 総務大臣は、機構に対し、報告・立入検査、違法行為等の是正の要求等を行うことができる。



地方自治情報センターから地方公共団体情報システム機構への移行について

- すべての市町村で重複なく番号が付番されるよう、安定的かつ確実に番号生成事務を行う、全国単一の法人の存在が不可欠
- 社会保障・税番号制度の基盤を担う主体の法的根拠を明確化
- 国家管理への懸念を払拭する必要
- 地方の代表による設立及びガバナンスの確保が不可欠

法律による地方共同法人の設立が必要

	地方自治情報センター	地方公共団体情報システム機構
法人の形態	<p>財団法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和45年、地方公共団体における電子計算組織による情報処理を推進し、地方行政の近代化に寄与することを目的として、地方の代表者等の発起により設立(基本財産:都道府県・政令指定都市等5.3億円) ・ 職員123名、役員14名(うち常勤4名)(平成24年4月現在) ・ 住基ネットに関する事務について、指定情報処理機関として総務大臣から指定(平成11年11月) 	<p>地方共同法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方の代表や有識者が参画する意思決定機関・審議機関のガバナンスの下で、地方が主体的に担うべき事業を共同で実施 ・ 地方の代表等で構成される「代表者会議」や有識者で構成される「経営審議委員会」の設置により、意思決定の透明性や効率的運営を確保 ・ 業務の範囲は法定
実施事務	<p>住基ネット(住民基本台帳法) ②⑤運営37億、関連事業20億 (現行の指定情報処理機関制度では、都道府県の委任は任意)</p> <p>LG-WAN(総合行政ネットワーク)の運営 ②⑤19億</p> <p>情報化推進支援事業 (セキュリティ支援、研修、調査研究等) ②⑤33億</p> <p>※平成25年度予算ベース</p>	<p>番号の生成等(番号法) 新たに実施</p> <p>住基ネット(住民基本台帳法) (財)自治体衛星通信機構から移管</p> <p>公的個人認証サービス(公的個人認証法)</p> <p>LG-WAN(総合行政ネットワーク)の運営</p> <p>情報化推進支援事業 (セキュリティ支援、研修、調査研究等)</p>
法人の引継	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年4月1日に解散 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年4月1日に成立 ・ 地方自治情報センターが有する一切の権利義務を承継